

広島県告示第五百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十六第二項及び同法第百十五条の四十二第二項の規定によって、指定調査機関及び指定情報公表センターとして次の者を指定した。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定調査機関及び指定情報公表センターの名称及び住所並びに調査事務及び情報公表事務を行う事務所の所在地

1 名称

社団法人広島県シルバーサービス振興会

2 住所

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

3 調査事務及び情報公表事務を行う事務所の所在地

広島市南区皆実町一丁目六番二九号

二 指定年月日

平成二十四年六月一日

三 指定の有効期間

平成二十四年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで